

関心事（2009年11月）

1. 健康食品の表示に関する検討会が、11月25日にスタートしました。

健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、健康食品の表示に関する検討会が開催されることになりました。来年3月までに6回開催される予定です。

尚、担当部局は消費者庁食品表示課です。

2. 消費者庁の担当（課名）

元部下が再就職しました消費者庁を訪問しました。そこで、消費者庁組織図(案)として配布されました組織図中の課名と発足後の課名が少し異なっていることに気づきました。（添付しました。）

企画調整：政策調整課、企画課、消費者情報課の3課

執行担当：消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課の3課

3. 株式会社ファミリーマートに対する景品表示法に基づく措置命令（消費者庁）

11月10日、株式会社ファミリーマートに対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたため、同法第6条の規定に基づき、措置命令を行ったと公表しました。本件は、消費者庁創設後初めての景品表示法に基づく行政処分です。

尚、命令の概要は次の通りです。

ア 「カーリーチキン南蛮」と称するおにぎりの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

4. 食品添加物の今後の指定予定

指定添加物 6月4日現在、393品目

既に、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) 2-エチルピラジン（香料）
- 4) 2-メチルピラジン（香料）
- 5) ソルビン酸カルシウム（保存料）
- 6) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 7) 2-ペンタノール（香料）
- 8) プロピオンアルデヒド（香料）
- 9) 6-メチルキノリン（香料）
- 10) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン（香料）
- 11) 3-メチル-2-ブタノール（香料）

以上、10月と同様です。

食品安全委員会の審議は進んでいますが、厚生労働省の告示の手続きが一向に進んでいません。

12月2日に開催されます薬事食品衛生審議会食品衛生分科会に、食品添加物の新規指定は議題に上がっていません。

5. 欧州食品安全機関 (EFSA) が食用タール色素3品の ADI を下方修正

11月12日 EFSA の科学委員会であり ANS パネルが、キノリンイエロー (E104、日本は未指定) の ADI を 10mg/kgbw/day から 0.5mg/kgbw/day、サンセットイエロー FCF (E110、食用黄色 5 号) の ADI を 2.5mg/kgbw/day から 1mg/kgbw/day、ポンソー 4 R (E124、食用赤色 102 号) の ADI を 4mg/kgbw/day から 0.7mg/kgbw/day それぞれ下げました。

日本で使用されています食用黄色 5 号の登録量からみた平均摂取量は、この ADI の三分の一程度ですが、高摂取者では、この ADI を超過する可能性があります。

また、EFSA は、2010 年 7 月から、6 種のタール色素について、これらを含む飲食物に「子どもの活動や注意力に影響を与える可能性がある」旨の表示をすることに同意しています。

6. 英国で日本製の醤油が回収

11月23日に日本製の醤油から 3-MCPD が 200 μ g/kg 検出されたとして回収されました。11月25日に天然醸造醤油から 3-MCPD が 569 μ g/kg 検出されましたが、no-action です。

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/index.cfm?event=notificationsList>

このように、日本製の醤油が EU の 3-MCPD の限度規格に適合しない例が散見されます。

7. 緑茶サプリメントと肝障害との因果関係を示唆するレビュー

緑茶サプリメントと肝障害に因果関係があることを示唆するレビューが、坪野吉孝教授 (東北大学) のホームページで紹介されました。 (<http://blog.livedoor.jp/ytsubono/archives/51728244.html>)

Hepatotoxicity from green tea: a review of the literature and two unpublished cases
European Journal of Clinical Pharmacology 65:331–341(2009)

原因は(-)-エピガロカテキンガレート又はその代謝物と考えられるとのことです。

また、坪野教授は、「最近エコナのトクホ失効届を消費者庁に提出した花王は、高濃度カテキンによる脂肪燃焼効果を謳い文句にしたトクホも販売している。今回の論文は、この商品の安全性についても、再検討の必要性を示すものではないか。」と指摘しました。

8. *Aspergillus niger* 由来塩酸グルコサミンの安全性と表示

11月にEFSAから出されました「EFSA Opinion of the safety of glucosamine hydrochloride from *Aspergillus niger* as food ingredient」に対するACNFP (ADVISORY COMMITTEE ON NOVEL FOODS AND PROCESSES) の「COMMITTEE PAPER FOR DISCUSSION」が公表されました。

グルコサミンのターゲットが診断されていない糖尿病患者の多い中高年であるにもかかわらず、提出されたデータは2型糖尿病患者のグルコース代謝への影響を見るには不十分なものであったので、警告表示によるリスク管理を求めました。(英国では任意)

*糖尿病患者は医師の指導の下にのみ使用すること、18才未満の人は使用しないこと
its use by diabetics until medical advice has been sought, and that it should not be used by
individuals under the age of 18 years.

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/acnfp956gluc>

9. 米国FDAは、カフェイン入りアルコール飲料の安全性と適法性の検討を通知

大学生がカフェイン入りアルコール飲料を飲む機会が増え安全や健康上の問題についての報告が増えたことから、11月13日、米国FDAは、カフェイン入りアルコール飲料の製造業者約30社に対して、製品の安全性と適法性について検討する予定であることを通知しました。

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm190427.htm>

10. 米国EPAは、農薬カルボフランの残留基準を取り消す手続きを開始

米国EPAは、10月30日、農薬カルボフランが現在の食品安全基準 (today's rigorous food-safety standards) に合致しないため、他のより安全性の高い農薬に切り替えることを推奨し、2009年12月31日以降食用作物 に使用してはならないとニュースリリースしました。

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/eeffe922a687433c85257359003f5340/790517a9792be9a48525765f005996b8>

日本では、残留基準値が設定されている農薬です。

11. 中国向け輸出水産食品の取扱いの変更 (厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

従来、「対中国輸出水産食品の取扱いについて」(平成18年1月16日付け食安発第0116001号)で取扱われてきましたが、中国との協議の結果、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」が定められ、通知(平成21年11月10日、食安発1110第1号)されました。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/dl/8.pdf>

12. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例 (11月)

- ・宝永物産株式会社が、中国から輸入した「ソーセージ(加熱食肉製品)」の命令検査で、クレンブテロール(喘息治療薬) 0.00008ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ダイヤ・トラスト協同組合が、中国から輸入した「豚ロース串カツ(加熱後摂取冷凍食品)」の命令検査で、クレンブテロール 0.00009ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社マルハニチロ食品が、中国から輸入した「乾燥食肉製品」の命令検査で、クレンブテロール 0.00012ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ジャパン・フード・サービスが、中国から輸入した冷凍角煮(加熱後摂取冷凍食品)の命令検査で、クレンブテロール(喘息治療薬) 0.00023ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ヤマガタ食品株式会社が、中国から輸入した「串かつ(加熱後摂取冷凍食品)」と「とんかつ(加熱後摂取冷凍食品)」の命令検査で、クレンブテロール 0.00010ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・カーギルジャパンが、ベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、農薬 2,4-D

0.24mg/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・三菱商事が、ガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、農薬フェンバレート 0.04mg/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三井物産が、ガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」のモニタリング検査で、農薬フェンバレレート 0.21mg/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・シグマアルドリッチジャパン株式会社（試薬会社？）が、米国から輸入した「グリセリン脂肪酸エステル」のモニタリング検査で、「確認試験（2）不適」とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*加水分解によって生じたショ糖の定性反応です。
- ・日本緑茶センター株式会社が、中国から輸入した「緑茶（不醗酵茶）」の命令検査で、農薬トリアゾホス 0.06ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

13. 内閣府食品安全委員会事務局からメールアドレスの流出

8月13日に、食品安全モニター381名のメールアドレスが他のモニターに見える形で発信されていたことを、11月5日に公表しました。

この間、食品安全委員会事務局はこの問題を伏せていました。11月4日、1名の食品安全モニターが政府の個人情報保護対策を担当しています総務省行政管理局に通報したことで、公表されました。（一種の内部告発です。）

以上。